

[事案 28-331] 特約保険料一部返還請求

- 平成 29 年 7 月 28 日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 29-16] の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

3 大疾病のうち、急性心筋梗塞および脳卒中については、重度の症状でなければ保険金が支払われないことを知らなかったとして、急性心筋梗塞および脳卒中の保障に係る既払込保険料の返還を求めて申立てがあつたもの。

<申立人の主張>

以下の理由により、平成 13 年 8 月に契約した医療保険の 3 大疾病保障特約の特約保険料のうち、がん以外の保障につき支払った保険料を返してほしい。

- (1) 契約時、募集人から、3 大疾病保険金については、がん、心臓病、脳疾患になったら支払われるとの説明を受け加入したが、急性心筋梗塞および脳卒中については、重度の症状（被保険者が医師の診療を受けた日から 60 日以上、一定の状態が継続したと医師によって診断されたとき）でなければ保険金が支払われないものだった。
- (2) パンフレットにも、がん・急性心筋梗塞・脳卒中になったときに 3 大疾病保険金を受け取れる旨の記載がある。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 3 大疾病保障特約の内容は約款により定められているところ、契約時、「ご契約のしおり定款・約款」を申立人に渡している。また、3 大疾病保険金が支払われる場合の具体的な内容が説明されている「特に重要なお知らせ」を申立人に渡している。
- (2) パンフレットには、3 大疾病保険金の支払条件が記載されている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁判審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を確認するため、申立人および募集人の事情聴取を実施しようとしたが、申立人はこれを辞退し、また、募集人は退職済であり、連絡が取れず、事情聴取を実施することはできなかつた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が契約内容を誤解していたとは認められないことなどから、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。